

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊明会（以下「豊明会」という。）の理事及び監事、並びに評議員（以下、「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定めたものである。

2 この規程に定める事項以外の事項については、法令及び定款あるいは評議員会の決議に従う。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 役員とは、定款第16条に定める理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは役員のうち、豊明会を主たる勤務場所とし週4日以上、豊明会の業務に従事する者をいう。

(3) 非常勤役員とは役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(4) 評議員とは、定款第5条に定める者をいう。

(5) 苦情対応第三者委員とは、苦情解決処理規程に定める第三者委員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員職務執行の対価として支払われるものであり、その地位にあることのみをもっては支給しない。

第2章 報酬

(役員等の報酬)

第3条 役員等の報酬総額は年度毎に定めるものとする。常勤役員の報酬は職務遂行の対価として別表1に定める常勤役員報酬月額表に基づき、個人の役割、職務内容等を総合的に勘案・評価し、評議員会で承認された報酬総額を限度として、理事長が決定するものとする。

2 豊明会の職員を兼務する役員（職員兼務役員）については、職員に対して適用される給与規程を優先し給与規程により支給される給与総額（通勤手当は除く）が前項で決定された報酬月額に満たない場合に差額を役員報酬として支給する。但し、前項で決定された役員報酬を給与総額（通勤手当は除く）が超える場合は、役員報酬は支給しない。

3 非常勤役員の報酬については、週1日以上豊明会の業務に従事する者に対して、週勤務日数に応じて別表2に定める非常勤役員報酬月額表に基づき支給する。

- 4 前項に定める以外の非常勤役員に対しては報酬を支払わないものとする。
- 5 評議員には、報酬は支給しない。

(月の途中で新任、退任)

第4条 月の初日以外に新たに就任した常勤役員及び月額で報酬が支払われる非常勤役員又は月の末日以外に退任した常勤役員及び月額で報酬が支払われる非常勤役員についての役員報酬は日割計算により支給する。

(通勤手当)

第5条 月額で報酬が支払われる非常勤役員には、通勤に要する経費として通勤手当を支給することができる。なお、常勤役員に対して通勤手当は支払わないものとする。

- 2 通勤手当を支給する場合は、以下の通りとする。

- (1) 公共交通機関利用 実費
新幹線の利用については片道50キロメートル以上の場合に往復の料金を実費
- (2) 自動車利用 通勤距離の往復の距離に応じて1勤務あたり
1キロメートル 20円
高速料金については片道50キロメートル以上の場合に往復の料金を実費

(支給方法)

第6条 常勤役員及び月額で報酬が支払われる非常勤役員の報酬の支給に関しては以下の通りとする。ただし、支給日が金融機関の休日に当たるときはその直前の日とする。

- (1) 役員報酬月額 当月21日(当月1日~当月末日)
 - (2) 通勤手当 翌月21日(当月1日~当月末日)
- 2 役員報酬から、税金、社会保険料及び前払金などを控除する。

第3章 費用弁償

(理事会及び評議員会の出席日当等)

第7条 理事が理事会に出席したときは、別表3に定める日当(出席日当)を費用弁償として支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第8条の報酬は支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表3に定める日当(出席日当)を費用弁償として支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第8条の日当は支払わないものとする。

- 3 交通費は、通勤に要する実費を支給するものとし、支給にあたっては、第5条を準用する。

(理事及び評議員の業務日当等)

第8条 理事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表4に定める日当(業務日当)を費用弁償として支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表4に定める日当(業務日当)を費用弁償として支払うことができる。

- 3 交通費は、通勤に要する実費を支給するものとし、支給にあたっては、第5条を準用する。

(監事の日当等)

第9条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表3に定める日当(出席日当)を費用弁償として支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る日当を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬は支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表4に定める日当(業務日当)を費用弁償として支払うことができる。

- 3 交通費は、通勤に要する実費を支給するものとし、支給にあたっては、第5条を準用する。

(適用除外)

第10条 第3条により月額で報酬を支払う役員(常勤役員及び月額で報酬が支払われる非常勤役員)に対しては、第7条から第9条に規定する日当は支払わないものとする。

(苦情対応第三者委員の業務日当等)

第11条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表3に定める日当(業務日当)を費用弁償として支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る日当を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の日当は支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表4に定める日当（業務日当）を費用弁償として支払うことができる。
- 3 交通費は、通勤に要する実費を支給するものとし、支給にあたっては、第5条を準用する。

（出張旅費）

第12条 役員、評議員及び苦情対応第三者委員が、法人業務のため出張する場合は、職員旅費規程を準用するものとする。

第4章 その他

（役員等の職務証跡）

第13条 役員等は、法人職務証跡資料として、職務証跡の作成に協力するものとする。

（理事会及び評議委員会の日当の準用）

第14条 理事会及び評議委員会において外部から学識経験者及び各種専門家等が出席する場合の日当及び交通費について、日当は別表3により、交通費は第5条を基準に支給するものとする。但し、本条を適用させることが適当でないと理事長が認めた場合は、この限りではない。

（公表）

第15条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（実施に必要な事項）

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

第17条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

- 1、この規程の運用上必要な事項については、理事会は別に細則を定めることがある。
- 2、この規程の改廃を必要とする場合は、評議員会の決議を経てこれを行う。
- 3、この規程は、平成26年12月5日から施行する。

- 4、この規程は、平成29年3月1日から施行する。
- 5、この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 6、この規程は、平成29年8月23日から施行する。
- 7、この規程は、平成30年3月23日から施行する。

(別表1) 常勤役員報酬月額表

号数	月額
第1号	200,000円
第2号	300,000円
第3号	400,000円
第4号	500,000円
第5号	600,000円
第6号	700,000円
第7号	800,000円
第8号	900,000円
第9号	1,000,000円
第10号	1,100,000円
第11号	1,200,000円
第12号	1,300,000円
第13号	1,400,000円
第14号	1,500,000円
第15号	1,600,000円

理事長の最低号数は第7号とする

業務執行理事の最低号数は第4号とする

その他の常勤役員の最低号数は1号とする

(別表2) 非常勤役員報酬月額表

業務に従事する日数	月額
週1日	50,000円
週2日	100,000円
週3日	150,000円

(別表3) 出席日当

名 称	日当(日額)
理 事 及 び 監 事	10,000円
評 議 員	10,000円
苦 情 対 応 第 三 者 委 員	10,000円

(別表4) 業務日当

名 称	日当(日額)
理 事 及 び 監 事	10,000円
評 議 員	10,000円
苦 情 対 応 第 三 者 委 員	10,000円